

おしらせHOTコーナー

児童扶養手当額の変更

4月分から児童扶養手当の額が変更になります。

児童扶養手当額(月額)

本体額 44,140円
第2子加算額 10,420円
第3子加算額 6,250円
※一部支給額など、詳しくはお問い合わせください。

問子育て支援課 ☎⑨209

高齢者を対象としたアンケート調査

第9期八潮市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定にあたり、基礎資料とするため、アンケート調査を実施しています。

対象の方には、調査票を郵送します。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

対65歳以上の要介護認定を受けていない方(一般高齢者、介護保険の事業対象者の方または要支援1・2の認定を受けている方)

②在宅介護実態調査

対65歳以上の要介護1から5の認定を受けている方
※①の一般高齢者および②は無作為に抽出

問長寿介護課 ☎⑨447

初心者のためのパソコン相談室

日4月～令和6年3月 水曜日午前10時～正午および日曜日午後1時30分～3時30分(各曜日1回)

場やしお生涯学習館工作室

内初歩的なパソコン操作の相談

持パソコン(お持ちの方のみ)

定各10人程度(当日先着順。開始後1時間経過しても参加者がいない場合は中止)

※日程など詳しくは、チラシ(市内公共施設または市ホームページで入手)をご覧ください。

問やしお生涯学習館 ☎994-1000



映像ホール・多目的ホール利用講習会

やしお生涯学習館の映像ホール、多目的ホールの音響・照明・映像機器を使用する方は、受講が必要です。

映像ホール

日月1回土曜日(偶数月) 新規

=午後1時30分～(1時間30分程度)、更新=午後3時～(30分程度)

多目的ホール

日月1回土曜日(奇数月) 新規=午後1時30分～(2時間程度)、更新=午後3時30分～(30分程度)

—共通—

場やしお生涯学習館

内映像ホール・多目的ホールの音響・照明・映像機器の操作説明と確認テスト(更新の方は確認テストのみ)

持筆記用具、利用講習会修了証(更新の方)

申各回前日までに、窓口または電話でやしお生涯学習館(☎994-1000)へ

※日程など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

インボイス制度説明会

越谷税務署では、事業者を対象に消費税のインボイス制度説明会を開催します。参加には事前予約が必要です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

問越谷税務署 ☎965-8764

(個人)、☎965-8174(法人)

無料法律相談会

日4月14日(金) 午後1時30分～4時(1人30分以内)

場越谷市中央市民会館

内弁護士による法律相談※事前予約制(申込順)

日4月3日午前10時から、埼玉弁護士会越谷支部(☎962-1188、受付=月～金曜日 午前10時～午後4時30分)へ

ごみ収集カレンダーの配布

問環境リサイクル課 ☎⑨235

令和5年度のごみ収集カレンダーは、市役所および市内公共施設の窓口で配布しています。また、市ホームページにも掲載しています。収集日および地区により種類が分かれていますので対応するカレンダーをご確認ください。

この他、ごみの分別や収集日などについて、スマートフォンアプリ「さんあ〜る」からも検索・閲覧できます。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※家庭ごみは、収集日の朝8時までにお出してください。

新型コロナウイルス感染症対策

問保健センター ☎995-3381

3月13日以降のマスク着用の考え方

3月13日から、マスク着用は個人の判断が基本となります。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の判断を尊重しましょう。

【マスク着用が効果的な場面】

周囲の方に、感染を広げないために

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問するとき



通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗りするとき



ご自身を感染から守るために

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行くとき



高齢者



慢性肝臓病 がん 心血管疾患 など
基礎疾患を有する方



妊婦

新型コロナウイルスワクチン接種

4月1日以降の新型コロナウイルスワクチン接種は、詳細が決まり次第、市ホームページでお知らせします。

重度心身障がい者福祉タクシー利用券の取り扱い

市では、重度心身障がい者福祉タクシー利用券1枚につき初乗運賃相当額の補助をしています。

これまで利用枚数は1回の乗車につき1枚でしたが、4月1日以降は、料金に応じて利用券を2枚まで使用できるように変更します。

問障がい福祉課 ☎⑨453

【福祉タクシー券の利用枚数】

令和5年3月31日まで(うぐいす色の利用券)

1回の乗車につき、1枚まで

令和5年4月1日から(クリーム色の利用券)

1回の乗車につき
料金が1,000円未満 1枚まで
料金が1,000円以上 2枚まで

令和4年度の利用券をお持ちの場合は、利用期限が3月31日までですので、ご注意ください。

※障がい者手帳が提示された場合は1割引後の料金で計算します。ただし、割引後の金額が初乗運賃相当額未満でも、つり銭は出ません。

詳しくは、市ホームページまたは3月下旬頃に発送する利用券の申請案内をご確認ください。

